

平成27年度第2回福島県男女共同参画審議会議事録（確定版）

日時 平成28年2月4日（木）

13:30～15:30

場所 第1特別委員会室

◎出席委員（敬称略）13名

鎌田 千瑛美、苅米 照子、川端 浩平、菊池 基文、倉持 恵、桜井 秀、
林 克重、藤野 美都子、古川 雅之、本田 政博、前川 直哉、目黒 正一、
横山 まゆみ

◎欠席委員（敬称略）6名

大野 政幸、カンヤ ソムキッド、関 博之、鈴木 千賀子、鈴木 二三子、
松本 記美子

◎オブザーバー

福島県男女共生センター 武義弘副館長

◎庁内関係部局

危機管理課 赤井尚也主任主査、企画調整課 佐藤安彦副課長兼主任主査、
避難地域復興課 佐藤庄一総括主幹兼副課長、児童家庭課 菅野雅浩主幹兼副課長
雇用労政課 高島光二主幹兼副課長、義務教育課 飯村新市教育庁参事（兼）課長
高校教育課 大沼博文課長

◎事務局

阿部敏明生活環境部政策監、宍戸志津子男女共生課長、山口聖一主幹兼副課長、
伊藤恵美主任主査、深谷千夏主査、阿部祐介主事

1 開会

2 生活環境部長あいさつ（阿部政策監代読）

3 議事

規則により、議長は審議会の長が務めることとなっており、藤野会長が議事進行。
議事に入る前に、委員19名中13名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」
第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告
あり。

議事（1）ふくしま男女共同参画プランの推進状況について

（宍戸男女共生課長から、資料1-1に基づき、県の主な男女共同参画推進事業に
ついて、資料1-2のふくしま女性活躍知事フォーラムの結果概要及び資料1-3
の福島県女性活躍応援ポータルサイトについての説明を加えながら説明。）

(藤野会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問などあればよろしく申し上げます。特にテーマを設定いたしませんので、お気づきの点からご発言いただければと思います。よろしくお願いたします。

(苺米委員)

NPO法人ウィメンズスペースふくしまの苺米です。先程、審議会における女性委員の割合が全国16位というお話でしたが、福島県は議会で女性議員が全くいない市町村。一番多いのが青森県、その次が福島県。さらに議員の数、女性議員の数が全国下から4番目という現状です。そして、いただいた資料を見ますと、管理職に就いている女性が少ない。特に福島市は何でしょうかと思うぐらい管理職の人数がかなり少ないです。他の市町村に比べてお膝元である福島市の女性の活躍が少ないなという感想を持っています。

それからエンパワーメントについてです。私たちはリプロダクティブヘルスアンドライツを、セミナーを開かなくてはならないな、と思っていたところですが、昨年、結婚・子育て支援センターというのを県が設置して民間に委託したということがあります。県が、結婚すること、子供を産むこと、これを支援していく、大切なことだというふうと考えて設置されたのかなとちょっと危惧しています。これは生活環境部ではないところで設置されたのかなと思いますが、ちょっと私たちとしては県が支援することなのかしらという風に考えています。私たちが昨年郡山市からお金を頂いて、男女共同参画社会推進と人材育成についての意識調査をしております。そこでも、子供をもつことが女性の証だ、これに反対する人が50数%。なんとなくそうじゃないのっていうのと本当にそうだよっていうのを合わせると45%なんです。本当にリプロダクティブヘルス&ライツについては、必要な啓発だなと思っておりますので、質問ということではないのですが、ちょっと意見として述べさせていただきます。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいま、苺米委員の方からご指摘ありましたけれども、お答えいただけるものについては、お答えいただければと思います。まず最初に女性議員の割合が非常に低いということと、それから福島市、それから県の女性管理職が非常に少ない、割合が少ないというご指摘がありました。まず最初にこの点に関して、これは宍戸課長から何かコメントいただけると助かります。

(宍戸課長)

はい。ご意見ありがとうございます。まず、議員さん少ないというお話がございました。県議会議員については実は大変に多いということで、上から数えても多い方でございます。8名女性議員がいらっしゃいます。

市町村議会議員につきましては、ご覧のとおり大変に低い状況でございます。こちらにつきましても意識の啓発というのが必要なのかなと考えているところでございます。それから、ご意見のございました、管理職でございます。こちらにつきましても、やはり県の方の5.3ですかね、お話のとおり、非常に低いということがあると思います。本年はいわゆる女性活躍推進法に基づきまして、現在、特定事業主の行動計画を策定す

るべく準備を進めているところでございます。女性が活躍できるような環境の整備というものが一番大切かなというところで、現在状況を分析しながら計画を立てているところでございます。知事も8月にイクボス宣言を行いました。先頭に立って取組を進めているところでございます。より一層女性が活躍できるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

市町村の管理職、こちらもまたなかなか上がってこないという状況でございます。県も市町村もそうなのですが、係長相当職は結構多い状況でございます。これが、課長、課長補佐相当職、課長相当職、部局長相当職と上がるにつれて、大変少なくなっているということもございます。国で4次計画を策定しましたが、今までは、地方公務員の場合は、本庁の課長相当職以上ということで目標値ございましたが、今度は細かく、実は段階ごとに目標値を設定してございます。そのようなこともございますので、今後とも取組を進めていければと考えております。

それから、結婚・子育て応援センターについてのご質問がございました。こちらは、こども未来局さん、よろしいですか。

(藤野会長)

そちらの3つ目のご指摘、センターの民間委託の件についてご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(こども未来局)

こども未来局児童家庭課の菅野と申します。よろしく願いいたします。結婚・子育て応援センターでございますが、今年の夏、黒岩にあります、(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構の方に委託して実施しているものでございます。こども・青少年政策課の方で担当しておりますが、本日、他の会議のため欠席しておりますので、いただきましたご意見につきましては持ち帰らせていただきまして、私どもの考え方について、後ほど回答させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(藤野会長)

ただいまご説明、それから後日ご説明いただけるという回答をいただきましたけれど、苧米委員の方からさらに加えて、よろしいですか。他にどなたかご指摘、今の苧米委員のご指摘について関連することがあれば合わせてお願いしたいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。

先程、宍戸さんの方からご説明がありましたけれど、県の管理職の件ですけれども、今行動計画を策定中ということですので、この審議会の席上、県の管理職の女性割合が低いという指摘があったということをお伝えいただいて、この数字を上げるように計画を策定してくださいと言う要望がありましたということをお伝えいただければと思います。よろしく願いします。

それではさらに、皆様お気づきの点がありましたら、ご意見を頂戴したいと思います。ご質問でも結構です。あるいは、今後のこともありますので皆様の方から、県に対してこういう要望というようなことでもかまいませんので、是非、この機会ですので、ご意見、ご質問お願いしたいと思います。

(前川委員)

すみません、前川と申します。直接本日のふくしま男女共同参画プランの中には盛り込まれていない内容になるのですけれども、お伺いしたいことがございまして、男女共生課の宍戸課長と、教育庁の方にお伺いしたいことがございます。本日の、共同参画プランの方には触れられていなかったんですけれども、私、自分たちの市民団体で、性的マイノリティの問題について長く活動しております。ご存じの通り、今年度は文科省の、初等中等教育局長、初等中等教育局の児童生徒課長名の通知がありまして、性同一性障がいに関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について、そういう通知がございまして、県の方にもですね、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒全般について、学校において適切な対応ができるよう指導・助言するようという通知があったと承知しておるんですけれども、まず、教育庁の皆さんに伺いたいのは、こういった通知が来ておりますけれども、福島県では現状どのような指導・助言を行っておられるのか、県立学校においてですね、どの程度そういった対応が行われているのかという実態把握をされているのか。実際に私、いくつかの高校さんなんかでですね、お声がけいただいて、講演ですとか、特別集会に伺っているんですけども、なかなか現場では、難しいという声も伺っております。これについてのご対応について伺いたいというのがまず1点です。

続いて宍戸課長に伺いたいのは、今回の男女共同参画プラン、おそらく策定過程で、まだあまり性的マイノリティの話題が入っていないのかなという印象がありました。後ほど中間見直しの話もまた出てくると思うんですけれども、いわゆる性的マイノリティを巡る問題というのは、男女共生課の管轄と考えて良いのか、男女共生課、あるいは男女共同参画プランの対象にならないとするならば、性的マイノリティの問題はどこで扱うのかという、そういった議論は行われているのか、様々な就業の場面でも、教育の場面でも、実際に苦しんでいる人々がたくさんいるわけなんですけれども、それについて、どのような対応を県の中でお話されているのかを2点伺いたいと思います。以上です。

(藤野会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、2点ご質問がございましたので、まず1点目、性的マイノリティの問題について、学校教育の場でどこまで現状把握をまずされているかということでしたので、この点に関しましては、教育庁のご担当の方、お願いいたします。

(高校教育課)

高校教育課の大沼と申します。よろしくお願いたします。ただいま、前川委員からお話がありました通知につきましては、その取り組み等についてきちんとされるようにということで各学校に流しているところです。県立学校につきましては、年度始めに、性同一性障がいも含めて様々な障がいを有する生徒の調査を各学校にかけておまして、その中で県立学校においては1名該当者がいらっしゃるということで報告を受けております。その生徒さんに対しては、中学校からの申し送りがあったので、その時点で、入学時においてですね、校長から生徒本人、それから保護者さんに、そのことについて他の生徒さんにお伝えしていいのかどうか、まずお話をさせていただいたということでございます。生徒さん、それから保護者さんも含めて、そうしていただきたいというお話があったということなので、子供たちにその障がいの状況等について説明して、かえっ

てそのことによって当該生徒の学校における活動がですね、ある意味解放されたといえますか、そうした状況で非常に落ち着いているというようなお話を受けております。それから、ハード面においては、男子トイレを1カ所多目的のトイレにして、その生徒が専用で使えるような対応をしていると報告を受けております。それ以外については、我々として今把握している生徒さんは、いらっしゃらないんですけれども、今後ですね、また年度始めになって、同じような調査をかけてですね、その状況をつかんで、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

(藤野会長)

それでは、2点目ですけれども、性的マイノリティの問題が、この男女共同参画の管轄なのかどうかということと、今後の対応等について。それでは、お願いします。

(宍戸課長)

どこが担当かというところのご質問かと思えます。こちらにつきましては、前回の審議会でもご説明させていただきましたが、私どもの管轄として、実際に取り組んでいるものもございます。例えば、男女共生センターにおきまして、防災の観点からセクシャルマイノリティが被災するというような取組みを行っております。また、多様な性にイエスというというメッセージ展、そちらも共生センターで行ったりしております。

それから、様々な取組の中でやはり、男女共同参画の視点で、取り組んでいるものも、もちろんございます。私どものプランには確かに書き込みはないんですけれども、国の4次計画の中にも性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合、人権尊重の観点から人権教育啓発を進めるといような記載もございます。こういったところから男女共同参画としてどの程度取り組んでいけるかというのは、今後検討すべきところがあるのかなと思っております。

それから、私どもは同時に、人権、ユニバーサルデザインも担当している課でございます。こういった観点からは、ユニバーサルデザインの推進計画というものを持っておりまして、その中で、性同一性障がいなり、性的マイノリティに対する方々への配慮といような記載もございますので、そちらの観点からも、取り組んでいるところでございます。

それから、私ども人権の関係で毎年度イベントをしましたり、啓発活動を行っておりますが、そちらにおきまして、今年度におきましても、「人権のつどい」というものを矢吹町で開催したんですが、そこにおきまして、法務省で作成しております人権の啓発冊子、そちらには人権課題それぞれ解説したものが詳しく載っているんですが、そういったものを随時配布をいたしまして啓発をしております。それから、今年度、人権の啓発ということでファイヤーボンズと連携をしまして、小学校の5・6年生を対象と致しました、バスケットボール教室を2度、福島と郡山で開催いたしました。その際にも啓発冊子、性的マイノリティに対する記載がされております冊子を子供たちに配布いたしまして、啓発活動を合わせて行ったというところでございます。

どこが担当かということでございますが、私どもが主担当と致しまして、施策としては庁内全部にわたるところもあろうかと思えます。今後とも庁内連携をいたしまして取り組みをしていきたいと考えております。

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまの回答に対しまして、前川委員の方から何か。

(前川委員)

はい、ありがとうございます。まずですね、教育庁、課長の回答ありがとうございます。現状、県立学校の方において、性同一性障がいの方1名生徒さんおられるということだったんですけれども、今回の文科省通知の特色はですね、性同一性障がいという、これまで法律によって対象とされていた児童生徒のみならず、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒全般について対応をするようにというのが、今回の新しい点かなと思います。特に、同性愛であるとか、あるいはバイセクシャルといったことが原因でですね、本人のそういった気持ちから苦しんでいる生徒というのは、実際に私のところにも何人も相談に来たりしてはいますけれども、これはもう本当に県に一人というレベルではなくて、どのクラスにも一人、二人は必ずいるという、実際にもそういうデータが沢山あげられております。いわゆるLGBTといわれる性的マイノリティ全般についてですね、より本格的な取り組みをしていただければと強く願っております。

2点目ですけれども、男女共生課の方が主担当というふうに今回おっしゃっていただいて、大変心強いんですけれども、ただですね、やはり一つ一つの事業について実際そういったことがやっておられるのかと感銘を受けた部分もあるのですが、やはり、他のことに付随してというような感じで、性的マイノリティを入れてますよという感じで、性的マイノリティがメインになっているというかですね、これに本腰を入れて取り組むぞという、そういう姿勢をもっと強く打ち出していただけると、実際に苦しんでいる当事者としては、非常に心強いかなと思います。これは私が活動している、研究している、あるいは私自身性的マイノリティの当事者として、申し上げるんですけれども、やはり県の中で、性的マイノリティに関わる政策を担当される方であるとか、チームといったものを設置されることが本来あるべきではないかなと私は思います。前回も似たようなことを申し上げたんですが、強く願っております。そうなりますと、例えば、プランの中に性的マイノリティに関する項目を一つ入れていこうとかあるいはそういった予算についても計上をしようとか、そういう話に自然となると思うんです。そういった方向で、どうかお考えいただければなあと、これは強く要望しております。以上です。

(藤野会長)

ありがとうございました。教育庁の方達にお願いとして、性的マイノリティの、性同一性障がいに限らず、お願いしたいということと、それから、県の施策としてこの性的マイノリティの問題を正面から取り上げるということが必要であるということで、ここで議論できるのはおそらく次回から始まる男女共同参画プランの中間見直しのところで少し、その点加味できるかどうかということを検討するということと、合わせて、県全体としてこの問題にきちんと対処できるような事務局の体制を、ということですので、その点はこの審議会からの要望として上げさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、さらに皆さまの方からご意見、ご質問、要望等あれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。年に2回しかない審議会ですので、ぜひ、はい。

(川端副会長)

資料1-1の、全体にも言えるんですけど、例えば、ワーク・ライフ・バランス、4ページで、男女ともに多様な生活スタイルを実現できる環境整備というところで、いろいろな取り組みがなされているということを報告いただきました。例えば次世代育成支援企業認証制度とか、いろいろな取り組みがあるんですけども、この中で、非正規雇用の労働者への視点というのが、どういう風に反映されているのかというのが、少し気になりました。というのも、女性の労働者の多くがパートとか派遣といった非正規だと思うんですね。そうするとまあ、企業としての取り組みが、そういった非正規雇用の方達に、どういう風に波及していくのかとか、そういった点が少し気になったので、もしご回答いただけるようであれば教えてほしいと思います。

(藤野会長)

ワーク・ライフ・バランスに関する企画の中で、非正規雇用の方達への配慮は、どうなっているかということですけども、よろしくをお願いします。

(雇用労政課)

雇用労政課の高島と申します。よろしくお願いいいたします。今の非正規労働の件ですが、次世代育成支援企業の認証の中に、働く女性応援、仕事と生活の調和、子育て応援という3つがあって、子育て応援が働く女性応援の方に切り替えていくということになりましたが、仕事と生活の調和等の場合には、非正規から正規に変える部分の点数化、それから働く女性の応援の認証を取る部分に関しても非正規から正規に変えたというような部分の実績を基にして認証をしております。

それから、今回、労働局の委員の方がいらっしゃいませんが、県としても労働局と協同で、非正規から正規の転換に関しまして経済団体の方に毎年要望ということで要請書の方を、訪問して、手渡ししている等、そういった部分で、その辺を進めていきたいというふうに考えております。今後とももっといい方法、まあ当然今回の国の政策に関しましても非正規の正規化に関しても強く謳っておりますので、その辺に関して進めていきたいと考えております。以上です。

(藤野会長)

はい、どうもありがとうございました。ただいまのご回答に対しまして、川端委員の方からさらによろしいですか？

ただいまのご質問について、関連して、何かご意見、ご要望等ございますでしょうか。

(鎌田委員)

鎌田と申します。先程の非正規雇用の視点についてなんですけれども、私の方が若年女性の支援活動を行わせていただいている中で、必ずしも正規雇用を望まない、多様な働き方の女性達がすごく最近では増えていると肌感覚で感じている部分がありまして、例えば自営であったり、ご自身で会社立ち上げるであったり、あとは本当に小さな手仕事であったりですとか、本当に様々な働き方が、福島県の女性達、増えているなという風に感じているんですけども、そういった多様な働き方を企業さんだけではなくて、支えるような取り組みが現時点で、意識として皆さんお持ちなのか、具体的な取り組みがあるのかということをお聞きしたいのと、あと合わせまして、先程、管理職であった

り、大きな部会であったりというところの男女比のバランスということはあげられていたんですけども、一般的な、最近いろんなイベントが随時福島県内でも、復興に関して取り組みが多いと思うんですけども、5年経ちましてパネラーの男女バランスの、男性的なバランスが多くなっているのではないかという疑問があります。男女共同参画の視点からのフォーラムに関しては、基本的にはバランスはとても、男女比はいいのではないかと思うんですけども、その他の一般的な議会であったりですかそういったものの男女比のバランスというのが、まだまだ女性の意見がとおりづらいという風を感じる部分があるんですけども、その辺の中での、やっぱり啓蒙がとても大事な部分ではないのかなと思っていて、今回、女性活躍応援ポータルサイトについても、とても良い取り組みだと思うんですけども、こう行ったサイトを通じて、どのくらいの啓蒙を数値目標とされているのか、もし具体的なものがあれば伺いたいです。

(藤野会長)

ありがとうございます。2点ご指摘いただいているんですけども、1点は、多様な働き方をする方達に対して、どのような取り組みをしているかということですね、企業での正規雇用ということだけではなく、様々な立場の方達がいらっしゃるの、その方達に対する、男女共同参画という視点からの取り組みという点。

合わせてお聞きした方がよろしいでしょうかね。2点目、様々な催し物でパネラーの男女比等を例としてあげられましたけれども、その点の男女比のバランスが、最近特に悪い、悪くなっているように見受けられるというご指摘があつて、その点、そういうことに対する啓発活動、どういう風になっているかというご指摘があつたかと思しますので、その点お答えいただければと思います。

先程、2月1日から立ち上がったポータルサイトのどれぐらいの効果を期待されているかというお話だったんですけども、私も、この話を聞いたときにアクセス件数が分かるようになっていたのかとか、気になったので、その点等お分かりであればお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最初のご質問については、商工労働部さんでお答えいただけますでしょうか。すみません、よろしく願いいたします。

(商工労働部)

非正規雇用の中で、正社員を希望しながら非正規になった方、それから、働き方の中で、非正規を希望している方という部分に関しましては、一定数おられるという部分は、統計等出ておりますので、そのような働き方ということで、今回、商工労働部の中で、他の課にはなりますが、例えば女性の起業、起こす方の「きぎょう」ですね。そういったものの応援とかですね、そういった事業が今年度の新規事業にも入ったと思いますので、今までも応援はしてきましたが、さらにそういったことで、多様な働き方を指す方の応援に対しても取り組んではございます。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいまのご回答に関して、鎌田委員の方からよろしいでしょうか。はい、それでは引き続いてよろしく願いいたします。

(宍戸課長)

イベント等のパネラーの男女比のバランスが、欠けるというか、そのように見受けられるなど私も思っているところでございます。当課で行う際には、男女比というのは特に注意をいたしまして、バランスが取れるように、なるべく半々にということで気を付けてやっているところでございます。

震災以降というお話もございましたが、実は防災会議の委員数、女性が11.8%ということで、大変低うございます。以前は一ケタ台だったものが、順次少し増やして、やっと11.8%まで、伸びてきたと。ただ、やはり女性が少ないなど思っているところでございます。やはり、復興・防災をこれから進めていく際には、女性というのは必ず参画しなくては進んでいかないものと思っております。

また、各種イベントにおきましても、当然のことながら、女性の参画というのは必要であると思っております。私どもも、啓蒙活動をこれから行いまして、なるべくそういったところを男女比、バランスを取れるように、指導していきたいと思っております。それから、ポータルサイトでございます。ポータルサイト、特にどの程度の効果ということで、数字的な効果は特に考えているところではないんですが、カウンターというお話もございましたが、カウンターも設けているわけではございません。ただ、今回私どもで、いろんな情報の一元化をいたしました。例えば庁内の商工労働部の情報であったり、あるいは国の情報ということでリンクを貼る形で、厚生労働省であったりという情報を見れるようにしてございます。そういったこともございますし、県内で女性活躍に取り組んでいらっしゃる企業、それからがんばっていらっしゃる女性・男性ということで、掲載をしてみたいので、今後もやはり、見ていただいてなんぼのポータルサイトでございますので、見ていただけるような工夫をして参りたいと考えております。貴重なご意見どうもありがとうございました。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいまのご回答に対して、鎌田委員、よろしいでしょうか。それでは、引き続き皆さまの方からご意見、ご質問、ご要望等ございますでしょうか。

(桜井委員)

桜井と申します。今日ちょっと話が出てきておりませんが、皆さんの手元にある参考資料1の111ページご覧いただきたいと思っております。そこに人工妊娠中絶数の推移というのがございます。人工妊娠中絶というのは皆さんご存じのように、男女関係の、対等では全くない、行く末の出来事なんですね。福島県は今現在、実は総数で言いますと、ワースト7です。福島県の20歳未満のデータに関しては何とか、教育庁のご指導の下、現場の先生方のご指導の下で、効果が現れまして、現在ワースト23位まで落ちてきました。一番悪い時で、実はワースト2位だったんですね。ところが、20歳から44歳までの間がですね、福島県非常に高いんです。未だに。これ、順位を僕の方でちょっと付け加えさせていただきますと、20歳から24歳までの間がワースト12位です。25歳から29歳がワースト5位。30歳から1つ飛んで39歳までの間、この2つの枠が実はワースト4位です。40歳から44歳がワースト5位になります。実はこの20歳から特に39歳までっていうのは、本来、妊娠したら非常に嬉しくて、ハッピーだ、産みたい育てたいという世代ですけれども、ここで福島県は非常に中絶率が高いということが非常に危惧されています。教育の現場で、若い子達の教育が今浸透してま

すので、そういった子達には中絶率が非常に実績を上げてますけれども、既に成人してしまった大人の方達、その方達の教育をこれからどうすべきかというところで、僕も実は現場で、非常に頭を悩ませております。何か、県として、例えば企業とかと手を組んでですね、さらに大人になった方にも何か教育というか、望まない妊娠を少なくしていくためにはどうしたらいいか、何か支援があれば教えていただきたいなと思っております。

(藤野会長)

はい、ただいま桜井委員の方から、人工妊娠中絶、特に、学校教育終わった後の方達への対応ということで、お知恵をとということでしたけれど、これまでの取り組みとこれから何らかの対策はお考えなのか、含めてご回答いただければと思います。保健福祉とか、どこかだと思っんですけれども。

(児童家庭課)

では、うちの部の方で持ち帰らせていただいて、ご検討させていただきたいと思っます。

(藤野会長)

もし、児童家庭課ではなくて、他であれば、またそこでもですけど、県の中でどこか取り組める場所があるかということもきちんとご確認いただいて、なければ、やっぱり男女共同参画に大きく関わるテーマなので、どこかきちんと担当できる場所を決めていただくというご対応をお願いしたいと思っます。どこもないと、結局そのままになってしまっますので、どこかできちんと、この問題に対処するという形で、決まっなければ担当課を決めていただくということ、この審議会としてお願いしたいと思っますけれど、よろしくお願っいたします。その点も含めて、ご回答は後日ということで、よろしくお願っいたします。

加えて皆さまからご意見、ご質問、ご要望等ございませんでしょうか。

(苜米委員)

今のことに関してなんですが、私たちは、震災から電話相談を受けておっまして、年間、今のところ千数百件の相談があります。そこで、夫と合意の下ではなかつたという話をしたときにフェミニストカウンセラーの方が、ちょうど応援でいらして、性的自己決定権ということについて本人に話したら、そんなの今まで聞いたことなかつた。夫婦だつたら、当たり前で夫が言うし、だけど私は自分で働き口をもう見つけて、パート先も見つけて働こうというときに、今妊娠して困ってるんだ、夫に、大切な命だつて言われればね、それはそうなんだけれど、ちょうどカウンセラーの方が「性的自己決定権って聞いたことある？」つて言つたら、初めて聞いたと。そういうことについても、今後福島県では、教育というか啓蒙というかね、していかなくてはいけなないなと思っます。よろしくお願っいたします。

(藤野会長)

ありがとうございませました。加えて皆さまの方からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(林委員)

ワーク・ライフ・バランスなんですけれども、私たち中小企業は、今、優秀な人材を集めようと思ってもなかなか集められない、そういうときに例えば、ここにある様々な、働く女性応援中小企業認証とか、いろんな点で認証してますよね。この認証されてるのを自分たちの会社のホームページにも出したりはするんですが、ここに参加してる企業さんはリンク自由なんでしょうけれども、例えば今回の「キラッ人☆ふくしま」とリンクを、リンクをどうぞというようなご案内をしていただくとか、あと、こういうことを取ってる企業は社員に対して、一生懸命取り組んでる企業だよというのを、しっかり県の方でもPRしていただかないと。ここに出てる企業数とすると、福島県内多分、企業数だと、3万社とか5万社くらいある。もっとある。その中のこれだけっていうのは物足りないなと思っているので、やるのであれば、もう少し企業として、これを取ることで、どのような利点があるよというようなことをもっと明確にしておく、逆に今度ワーク・ライフ・バランスをしっかりと取ることが企業にとってプラスになるんだという明確なポジションができてくるんじゃないのかなと。それによってこれがもっと推進するのではないかなと思うので、ぜひその辺を積極的にPRをしていくということをお願いしたいと思っております。以上です。

(藤野会長)

はい。ありがとうございます。具体的なお提案ですけれども、今回2月1日に立ち上がったこのポータルサイトでも、限られた企業しか紹介、今されてないんですよ。やはり、こういうところで一覧としてきちっと、数としては500もないので、ちゃんと全部パッと見られるような形でここにもという、まあ、おそらく商工労働部の方では公開されているんだと思うんですけど、そこにはなかなか、就職しようという人は見ないので、やはりこういうところで・・・

(林委員)

あの、今のやつは例えば「キラッ人☆ふくしま」のロゴはありますから、それを自分の会社でどうぞ、あなたの会社はそれを使える会社ですよということで・・・

(藤野会長)

そうするとあれですね、国でやってるような、マークを使えるような、そういうことを検討してくださいと。

(林委員)

やっぱり企業側の方が動くことが大切なので、はい。

(藤野会長)

企業のホームページなんかに分かるような形で

(林委員)

どうぞ使ってくれと。

(藤野会長)

はい。今ご提案いただいたことも少しご検討いただいて、せっかく認証を受けたのであれば、企業として、それが自分たちの企業のPRに使えるような形で。その点についてすみません、ご回答いただけるということですので、よろしく願いいたします。

(商工労働部)

商工労働部の高島です。今の話、ご提案の部分に関しましては、当然福島県、私の方としても、PR、企業認証された方、企業ですね。こういういい企業がある、こういう企業は働きやすいついていうことに関しまして、PRしてかなくちゃいけないということは考えております。今、マークという部分がありましたが、ちょっとひっそりとやっていた部分があるかもしれませんが、今回次世代企業認証の、労働局に負けないというか、労働局に負けないようにということなんですけれども、一応マーク、愛称、そういった物を決めまして、今後ですね、企業の皆さんにも、それを使っていただくということで、通知等差し上げるような形で、対応しております。なるべくそういったPRなら、うまくできるようにですね、こちらとしてもちょっと対応していきたいという風に考えておりますので、よろしく願いします。

(林委員)

例えば、そのマークをクリックすると、県の方のマークの意味していることが分かるサイトに行っていたかかないと。ただマークを貼っただけでは何の足しにもならないので、ぜひそういうようなリンクをさせてくれということでもありますので。

(商工労働部)

はい、わかりました。その辺は検討いたします。

(藤野会長)

はい、ご協力お願いします。

(宍戸課長)

はい、ありがとうございます。私どもで、2月1日に開設いたしました「キラッ人☆ふくしま」ですが、認証とはちょっと違うんですけれども、そのロゴにつきましては、リンクフリーということで、貴重なご意見いただきましたので、なるべく活用しやすいように検討させていただきます。ありがとうございます。

(藤野会長)

はい、それでは皆さまの方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。また、最後のところで、その他ということで、できるかと思っておりますので、それでは、次に移らせていただきます。議事の(2)、ふくしま男女共同参画プランの中間見直しについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事(2) ふくしま男女共同参画プランの中間見直しについて

(宍戸男女共生課長から資料2-1に基づきふくしま男女共同参画プランの中間見直しについて、資料2-2に基づき中間見直しのスケジュール案について説明。)

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご意見、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

(前川委員)

度々、前川でございます。本日、ふくしま男女共同参画プランの中間見直しについてのスケジュールを承ったんですけれども、6月頃に改定方針を作成されるということで、次年度に向けられて改定方針を作られるということなんですけれども、この改定方針の作成は、新プラン事務局素案作成において、先程申し上げた性的マイノリティの声が、どの程度反映されるかということについて、これはほとんど要望なんですけれども、それを申し上げたいと思います。やはりですね、例えばもし、男性ばかりのメンバーで男女共同参画のプランを作る、それは恐らくかなり実態を反映しないものになるだろうということは想像に難くないわけですが、男女共同参画プランを作成する際に、当事者である女性の声であったり、それもなるべく様々な年代、あるいは様々な職業、様々な状況下にある女性の声を広く聞くということは当然必要だと思うんですけれども、と同時にそこに様々な立場にある性的マイノリティの声をですね、ぜひ直接聞いていただいて、その上でそれを盛り込んでほしい。というのは、結局ここにあがっている、現在施行されている男女共同参画の基本計画はですね、やはり性別二分法と、異性愛規範を前提として組まれているなあというのが私の率直な感想です。つまりこの世の中に性別は女性か男性かのどちらかしかなく、女性と男性どちらもすべての人は異性を好きになるという、その点で組まれているなあという実感があり、つまり、私たち性的マイノリティは残念ながら、このプランによっては福島県民とみなされていません。それは非常に、やはりつらい。その重みというのをですね、分かっていたら、ぜひ、私はもちろん来いと言われれば、もうすぐにぱっと来てですね、何でも意見を言えと言われたら申し上げますけれども、様々な性的マイノリティ、例えば同じ同性愛であっても、レズビアンとゲイ男性では抱えている悩みの内容が大きく違います。トランスジェンダーの方の中でも大きく異なります。様々な性的マイノリティの声をぜひ広く取っていただきたいですし、そういった形の体制作りというのが、そういった声を実際に聞く体制というのが、現時点でどの程度、男女共生課の方で準備されているのか、これについて伺いたいと思っております。

(藤野会長)

ただいまの前川委員の方からのご質問に対して、お答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(宍戸課長)

はい、前川委員ありがとうございました。一つ、お示しをさせていただいたのはスケジュール案ということになります。どの程度の内容を盛り込むかということについてはその後の検討ということになります。4次計画を参考と、当然のことながらしていくことになるんだと思います。ですので、現段階では、どの程度というのはなかなかお答えづらいところでもございます。いろんな方のお声を聞くというのはそのとおりにかと思いますが、パブリックコメントを11月頃に想定してございますので、その中で幅広いご意見があがってくるのかなということをお願いできればと考えております。その他、い

ろんなご意見というのは、当然のことながら、いつでもお受けしたいと思っておりますので、また、9月頃審議会を開きますので、その辺でもご意見いただければと考えております。

ありがとうございます。

(前川委員)

今お答えいただいたのはですね、パブリックコメントの段階で広く集めたいと、また、こちらの審議会でも意見をということだったんですが、先程ですね、藤野会長の方からも、審議会として性的マイノリティについての取り組みをもっと本格化してほしいと言う要望を意見しようと言うことでお話はあったと思います。そうした観点から考えると、やはり、審議会やパブリックコメントでは、我々もいろいろと申し上げることはできるんですけども、それだけではなくて、やはり改定方針を作成する、あるいは事務局の中で素案を作成される段階で、性的マイノリティの当事者が実際に何に困っているのかというのをどの程度把握しておられるのか、それを把握されない状態で、時間がない、人員がないからそれは後回しにしようということ、その後審議会、パブリックコメントといっても、やはり、なかなか性的マイノリティ当事者の声が反映された中間見直しにならないのではないかと、そういう懸念を抱いております。ですからこれは、要望・お願いで、お忙しい中とはもちろん思うんですけども、改定方針作成、及び新プランを、事務局素案を作成される、既にその段階できちんと、当事者の声を、その段階である程度把握しておいて、それぐらい反映されたものになってほしいなあというのが私の強い願いです。

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまのご指摘は、このスケジュール案でいきますと、8月ぐらいまでに事務局素案ということになるんですけど、その過程でですね、関係する方達へのヒアリングをお願いしたいというご要望かと思えます。性的マイノリティの方に限らず、例えば今回苅米委員はNPO法人の代表としていらっしゃっていますけれども、すべてとはなかなかいかないでしょうけれども、ある程度いくつかの、一人一人というのは難しいので、ある程度代表するようなどころとのヒアリングぐらいを組み込めるようなことをご検討いただけるとありがたいんですけども、多分ヒアリングに応じてくださる方達はたくさんいらっしゃると思うので、あまり多くては大変なのかもしれないですけども、例えばこの審議会でもですね、若い女性の声をある程度ご指摘いただける方とか、性的マイノリティの方とか、女性の方とか、いらっしゃるの、少しピックアップしてヒアリングを実施できるようなことをご検討いただけないかということ、まあ、これはなかなか、今になってはと言われるかもしれませんが、この審議会として作成段階で、いくつかのグループからのヒアリングを入れていただきたいという要望として、挙げさせていただきたいと思えます。

加えて何か、皆さまの方から、ご意見、ご質問、ご要望ございませんでしょうか。

(古川委員)

今のことと少し関連するかと思うんですけども、2つほどお願いなんです。まず資料の2-1でございますが、見直しの視点で2つあがってるんですが、特に(2)につきましては、前の審議会でも川端先生の方からお話があったように、高齢者が埋もれている

ということでございました。高齢者だけではなくてですね、意識調査のやり方ですと、例えば障がい者なんかですね、回答難しい方もおられるんですよね。あと、例え高齢者、年代上げてみてもですね、なかなか回答できる高齢者って元気な高齢者だけなんです。というかたちで、意識調査をなんぼ完璧にやっても、漏れることが必ず出てきます。ですからそういうものを補完するやり方として、今のような先生の仰ったようなやり方もあれば、既にいろいろな団体の量的調査ではなくて質的な調査というのがあると思うんですよ、先例的に。男女共生センターさんもやられてますので、まずそういうような文献調査を先にされたらいいと思うんですよね。文献調査をきちんとして、どこの部分が漏れてるんだと、その部分については福島県の数字がありましたら一番いいんですけども、なければ日本全体の数字とかというものを調査いただいて、そういう視点で、見直ししていただければですね、非常にありがたいなというのが、まず1点でございます。あともう1点、これに関してなんですけれども、この男女共同参画の計画を見てですね、自分も前関わったので、ちょっとですね、偏ってるなっていうのを思いました。これ、国の計画も多分偏ってるんだと思うんです。何で偏ってるかなと思うと、福祉の分野がないんですよね。私は福祉の方部の団体の代表として来させて、出てきていると思うので、特に福祉の部分というのはありません。多分他の分野もですね、県内の中で色々な課でやはり偏ってるんじゃないかなという気がします。それで、一つ、そういうのをチェックするお願いなんですけれども、いろいろな統計データがあって、統計データの結果で、男女比の違うものがあるんですよね。この中に出ている自殺なんかそうなんですけど、そういう男女比のあるものをピックアップしていただいて、やっぱりそういうものが何で原因なのかと、そういうところをどうやっていくのかという視点で、ぜひ計画を見直ししていただくと、ありがたいなと思うんです。それぞれ各部局でやっていますけれども、各部局でやっているのは、例えば自殺対策は、自殺者を減らしていこうっていうところはやっていくんですけど、そこに男女比がっていう、男性はどうなのか女性はどうなかっていうところが二の次になりますね。ですからそういうような各種統計で男女比がある物についてひとつ精査していただいて、原因と対応をこの審議会の方で音頭取ってやっていただければ非常にありがたいなと思っております。

参考ながら、私ども福祉の中で男女比があるものはいろいろあるんですけども、特に人権がらみですと虐待なんです。虐待は児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待と、法律3本ありまして、これも統計しっかり取ってます。これも、福島県の数字あります。大体想像付くと思うんですけども、高齢者虐待と障がい者虐待は、虐待を受ける方は女性が多いですね。一方ですね、児童虐待は虐待する側にお母さんが多いんですよ。要するに実母っていうのが非常に多いんです。それはですね、やはりそういうような環境、誰からも応援いただけないで、家庭の中でですね、そういうところに至らざるを得ないというお母さん方の実態もありますので、そういうような統計の数字から、やはり今、不足してる対策を進めていただくというようなやり方もあるのかなと思っておりますので、今後ともぜひ、中間見直しの前で、そういう既存の統計とか、既存の調査など活用していただいて、視点をちょっと絞り込んで、取り組んでいただければ素晴らしいものができるのかなと思っております。この2点お願いしたいと思っております。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます。見直しの視点のところ、高齢者、障がい者の方の声がきちんと反映出来るようにということと、それから様々な統計で、男女差のあるも

の、その原因と対策について考慮できるようにというご要望がございましたので、中間見直しの時にご配慮いただきたいと思います。

他に加えて皆さまの方からご意見、ご質問、ご要望等ございますでしょうか。

(横山委員)

国の第4次男女共同参画の基本計画の中の領域1、あらゆる分野における女性の活躍ということで、5つありますが、福島県の活動として、4番に当たる農業に従事する方とかのイベントがあったかと思うのですが、やはり5番の科学技術・学術における男女共同参画の推進ということで、そちらに関しては何かイベント的なものがあるのかというのと、この領域1に関しては、性別役割分担意識は非常に影響してるんじゃないかと思ってるんです。以前いただいた資料で、学生、高校生かなんかにアンケート取って、学校の中では、平等にする、家事も育児も男女が共に協力するべきです、でも自分の家は帰るとお母さんしか働いていない、家事は全部お母さんがやってるっていう矛盾したアンケートの結果が出てくると思うんです。学校の先生においても、女性教員の割合が多い割に管理職は少ないですし、PTA、幼稚園なんかはほとんどがお母さんが長をやっている、けど小学校、中学校ってほとんど男性。それがどんな背景があるのかなっていうのがちょっと気になってるのと、参考資料の98ページに女性活用の問題点ということで企業にアンケートした中で、家庭責任を考慮する必要があるんですけどっていうのと、時間外労働などをさせにくいっていうのが突出してあるんですけど、それに対して、企業はどういった対策をしたのかっていう項目が何か付け加えられないか、もしくは何か別な方法で、資料を集めることはできないのかなっていうのを思っているのですが、よろしくをお願いします。

(藤野会長)

はい、今3点ご質問等ございました。まず、国の第4次基本計画の政策領域の1の⑤ですね、科学技術・学術における男女共同参画の推進に関して、県の取り組みがどうなっているのかという点、それから次に国の基本計画の政策領域のところで、特に性別役割分担意識というんでしょうかね、それがかなり影響しているのではないかとこのところで、この点に関して、学校教育自体では平等といっても、教員の管理職の比率が低いとか、PTAの役員の中で女性比率が低いといったようなご指摘がありました。これに関する取り組み、それからもう1点は、こちらですよね、進捗状況の98ページのところで、女性活用の問題点のところの棒グラフで、突出しているのが、家庭責任を考慮する必要とそれから時間外労働をさせにくいというのが、特になしを除くと多いんですけども、これに対する企業の対応についてデータをお持ちかどうかということなんですけれども。

(宍戸課長)

ありがとうございます。まず1点目の理工系関係の取り組みに関するご質問かと思えます。なんとか理工系の女性に対する取り組みということで、あったと思うんですが、手元にちょっと用意してございませんので、後ほどお調べしてお知らせしたいと思えます。2点目、学校の管理職あるいは、PTAというところで、本当におっしゃるとおり、固定的な性別役割分担意識というのがやはり、根強くあるのかなと思っているところで

ございます。やはり、女性活躍というのが叫ばれて何年かになりますけれども、根本的なところの意識改革、というところがまだまだ遅れているところかなと思っております。そのような取り組みにつきましては、私どもあるいは教育庁と連携しながら進めて参りたいと思います。3つめでございますが、ご質問がありましたのは、労働条件等実態調査の中の質問項目かと思えます。これ、商工労働部さんで、何かお手持ちありますでしょうか。

(雇用労政課)

雇用労政課なんですが、労働条件等実態調査は当課で毎年、7月1日現在での調査をかけているものです。この部分に関しましては、女性の活躍という部分をとらえる調査をしていた部分なので、女性活躍を進めていただきたいというもちろんその部分の中で、どういう課題があるのかというのを各社に出していただいたというものだと思います。確かにこれに対する企業の対応はどうしたんだという部分に対しましては、同じ調査の中では、やっておりませんので、そういった問題があったから、そういった問題を解決していくために、何か対策、そういった部分を考えなくてはいけないという部分は、もちろん課題としては持っておりますが、今のところすぐという部分では、データ等はちょっと持っておりませんので、今後対応を検討していきたいと考えております。

(藤野会長)

ありがとうございます。加えてよろしいですか。他に皆さまの方からご質問、ご意見、ご要望等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(倉持委員)

国の第4次男女共同参画基本計画の中では、男性中心型労働慣行の変更という意識改革が重要だということがあげられていて、今度の間見直しも、こういうところを当然念頭に置きながら改定されるということになるかと思えますが、やはり女性の活躍といった時に男性中心型労働慣行、特に長時間労働であるとか、管理職の長時間労働であるとかそういう問題っていうのを改革していかないと、なかなか、家庭責任のバランスっていうところも保てないし、だからこそ、女性ばかりが家事、育児、介護を中心になって担ってしまうという状況も変わらないんだろうと思いますので、ここら辺を特に力を入れて是非プランの改革っていうのをやってほしいと思うんです。今現在のプランを見ると、ワーク・ライフ・バランスのところのプランはあるんですけど、おそらくアドバイザー派遣事業と認証の事業が中心になっていて、かつ数字を見ると派遣事業も2件ぐらいしか派遣されていないみたいな、あまりここに中心というか力は入れられているのかなというところで見るとどうなのかなという風を感じる部分もあるので、そこらへんをぜひ、もうちょっと実際の活用っていう意味でもですね、あるいは中身という意味でも、もう少し実効性のあるようなプラン作りを検討していただければなという風に思います。

それと同時に事業側の意識改革ももちろん大事だと思うんですが、県民なり、住んでる人の意識改革っていうのもおそらく必要で、長時間、時間外労働をするのが当然だっていう、正社員はそういうものだっていう意識自体がやっぱり変わっていかないと、なかなかいかない部分もあるのかなというふうには思いますので、企業側の意識改革っていう事が今プランの中心になっておりますので、それ以外のいろいろな取り組みも含め

てプラン作りをしていただければなというふうに思います。

それとの関係でいうと、学校の教育が、人権教育はプランの中に入ってるんですけど、労働教育みたいなものが全然プランの中に出てきてないんですね。セクハラの問題にしても長時間労働の問題にしても、今申し上げたような男性中心型労働慣行とか、あるいは有給休暇の消化の問題であるとか、いろいろな問題が制度としてはあるけれども、使われていないとか十分機能していないという実態があつて、労働教育も非常に重要なのかなという風に思いますので、そこら辺も含めて、プラン作りをお願いできればというふうに思います。

(藤野会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、ご要望として、男性中心型労働慣行の見直しにもう少し力を入れた見直しをとということと、それから、企業側の意識改革だけじゃなくて、労働者も含めた県民の意識改革への取り組みをとということ、それから教育の場で労働者としてのある意味権利教育というんでしょうかね、これにも力を入れるようなプランの見直しをとというご要望を頂きました。

加えて皆さまの方から何かありませんか。

(鎌田委員)

鎌田です。労働教育について合わせてなんですけれども、今都内を中心にワークライフインターンという事業の取り組みが加速しているんですけれども、これは経済産業省の教育アワードの大賞を取った事業なんですけど、学生を主に対象として、ワークアンドライフのインターンを体験するという事業を推進している活動があります。また、一度子供を産んだ方々の、再就職の手前に、労働を体験する事業であったりですとか、全国的にかなり、意識啓蒙と体験活動を組み合わせた事業なども、多々見受けられてますので、そういった先行事例を基にぜひ福島県の方でも、これまでの対症療法的な対策だけではなくて、これからも次世代の先行投資を目指した育成の部分もぜひ今後の計画の中に位置づけていただけるとすごくうれしいなと思います。いきなりそれを事業化するというのは難しいかと思しますので、先程のポータルサイトのようなものに全国的な先駆事例の取り組みを載せるであったりですとか、そういったところから意識啓蒙を推奨していただけると、幸いです。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます、これまでの対症療法的なものだけでなく、まあ、体験型も含めた対応を望みたいということでしたので、この点も、次の中間見直しの時に、配慮できるようにというご要望を承りました。それでは他に、皆さまの方からご意見、ご質問、ご要望等ございませんでしょうか。

それでは、最後にまた加えてあればご指摘いただくということで、議事の(3)その他について、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事(3)その他

(宍戸男女共生課長から、資料3に基づき平成28年度の女性活躍促進事業について説明。)

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご意見、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

(藤野会長)

それでは来年度予算については、皆さまの方からご意見、ご質問はないということで、最後でございますので、ざっくばらんにということをお願いしたいと思いますけれども、今日まだご発言頂いていない委員の方からも、ご意見、ご要望があれば承りたいと思います。本田委員いかがでしょうか。

(本田委員)

先程の資料で女性の管理職の話しがあり、公務員の登用の指標がありました。女性の登用は、民間企業でも進んできています。企業は、10年から20年くらいかけて社員教育しているので、ここ数年で急に女性を登用しようとしても簡単ではないという話があります。民間企業の教育訓練や社員教育の体系の中に、女性登用の仕組みを持っていないと、すぐには登用できない。また登用してもなかなか力が発揮できないというケースもあり、相当進んでいく民間企業も悩みながら取り組んでいるのが実態です。女性を登用するための企業の教育体系などについて、企業の中に取り組んでもらえるよう啓発していく必要があります、こういうこともどこかで取り上げていただければと思います。

また、国の資料で、「安全・安心な暮らしの実現」で、健康寿命という言葉が出てきています。経済産業省や厚生労働省では、健康経営を推進しています。企業が従業員の健康増進を図ることにより、生産性の向上や医療費の抑制が図られ、高齢になってからの健康寿命の延伸につながることから、これに取り組む企業も増加してきています。男女両方にかかわることですので、プランの中にこうした取り組みも推進していく必要があると思います。

(藤野会長)

はい、ありがとうございました。それでは、引き続きまして目黒委員いかがでしょうか。

(目黒委員)

はい。目黒です。私は福祉施設の方で、勤務しております。皆さまもご存じのことだと思っておりますが、今現在、福祉施設で勤めてくれる職員の方が非常に少ないという状況になっております。当法人の方でも、今年の春に、特別養護老人ホームの方を増床しましたが、でも、結果的にやはり職員の方が確保できなくて、当初、30床増床したんですが、3分の2は閉めている状況ということがあります。そういったような部分では、先程も説明いただきました、参考資料3のところの、あらゆる分野における女性の活躍というところで、一度例えば子育て等で仕事から離れた女性の方がですね、再び再就職をするといった場合に、また介護だとか福祉だとかといった分野の方にも目を向けてもらえるような施策といいますか、方向性といいますか、そういったようなところなんかもあってもいいのかなんていうふうにも思っております。以前だと、例えば介護福祉士だったりとか、社会福祉士だったり、ホームヘルパーの2級だったりといった資格要件を結構言っていた部分だったりだとか、施設職員だった場合には、夜勤するのは当たり前と

いう部分があったんですが、今はそこまで求めるとなかなか本当に人を確保できないというような状況があるので、施設によってはもう無資格でも大丈夫です、夜勤がだめなら大丈夫です、時間の方も基本的には交代勤務ができる職員が望ましいんですが、それが無理であれば日勤からの仕事でも構いませんとか、パートの部分でも構いませんっていうのは、かなり施設側の方でも多様な雇用っていうところを考えておりますので、ぜひそういったようなところも、女性の方の活躍の場というようなところで、加えていただけるといいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます。一応ですね、皆さまからご発言はいただいたんですけども、最後でございますので、加えて何かご発言あるという方はお願ひいたします。よろしいでしょうか。はい。

それでは、以上で、本日の議事は終了いたします。ご協力ありがとうございました。